

福岡県行政不服審査法施行細則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小 川 洋

### 福岡県規則第三十号

#### 福岡県行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の求め)

第二条 法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）を求める者（以下「閲覧等請求人」という。）は、提出書類閲覧等請求書（様式第一号）を審理員に提出しなければならない。

(閲覧等の求めに対する決定及び通知)

第三条 審理員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部又は一部の閲覧等を認めるときは、その旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨並びに閲覧等を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 審理員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部の閲覧等を認めないときは、閲覧等を認めない旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(手数料の減免)

第四条 法第三十八条第一項の規定による交付を求める者（次項において「交付請求人」という。）は、手数料の減額又は免除を受けよ

うとするときは、当該交付を求める際に、併せて提出書類複写等手数料減免申請書（様式第二号）を審理員に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、交付請求人が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（審理員を指名しない場合の読替え）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定により福岡県が設置する機関（執行機関が知事であるものに限る。）が審査庁である場合又は法第九条第一項ただし書の規定により福岡県の条例に特別の定めがある場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。

- 2 地方自治法第四百三十三条第三項（第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求である場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

（再審査請求への準用）

第六条 第二条から第四条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第二条及び第四条中「第三十八条第一項」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（福岡県行政不服審査会に対する閲覧等への準用）

第七条 第二条から第四条までの規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧等について準用する。この場合において、第二条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「福岡県行政不服審査会」と、第三条中「審理員」とあるのは「福岡県行政不服審査会」と、第四条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「福岡県行政不服審査会」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

提出書類閲覧等請求書

年 月 日

殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項（法第66条第1項において準用する場合を含む。）又は第81条第3項において準用する第78条第1項の規定により、下記の書類の閲覧等を求めます。

閲覧等の対象である (再) 審査請求	処分に対して 年 月 日付けで行った (再) 審査請求
閲覧等を求める根拠規定（次のいずれかの□にレ印を記入すること）	<input type="checkbox"/> 法第38条第1項（審理員に対し提出された書類等を対象とする。） <input type="checkbox"/> 法第81条第3項において準用する第78条第1項（福岡県行政不服審査会に対し提出された書類等を対象とする。）
閲覧等を求める提出書類等の名称等	
求める閲覧等の方法 （該当する□にレ印を記入すること）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は書面の交付 （写し又は書面の交付を求める場合、以下も記入すること。） 1. <input type="checkbox"/> 片面複写（出力） <input type="checkbox"/> 両面複写（出力） 2. <input type="checkbox"/> 全て単色刷りでの交付（1枚10円） <input type="checkbox"/> 原本どおりの交付（多色刷りは1枚30円） 3. <input type="checkbox"/> 郵送希望

注1 写し又は書面の交付を求める場合であって、経済的困難により手数料を納付する資力がないために手数料の減免を求める者は、提出書類複写等手数料減免申請書（様式第2号）を併せて提出すること。

2 閲覧等を請求できる期間は、法第38条第1項の規定による交付請求にあつては審理手続が終結するまで、法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定による交付請求にあつては福岡県行政不服審査会が審査庁に答申をするまでの間に限る。

様式第2号（第4条関係）

提出書類複写等手数料減免申請書

年 月 日

殿

審査請求人（参加人） \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり提出書類の写し等の交付に係る手数料の減免を受けたいので、福岡県行政不服審査法施行細則第4条第1項の規定により申請します。

記

減免を申請する理由（次のいずれかの□にレ印を記入すること）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けているため

※当該扶助を受けていることを証明する書面を添付すること。

- その他減免を申請する理由があるため

具体的に理由を記入すること。

※市町村民税非課税世帯であることを証明する書面その他の減免を受けるべき当該事実を証明する書面を添付すること。